

千葉県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成30年3月20日

千葉県監査委員	清	水	謙	司	
同		宮	原	清	貴
同		川	合	隆	史
同		宇留間	又	衛門	

29千総総第1005号

平成30年3月12日

千葉市監査委員 清水 謙 司 様
同 宮 原 清 貴 様
同 川 合 隆 史 様
同 宇留間 又衛門 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年度監査報告第9号及び第11号、平成29年度監査報告第7号及び第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(3) 財産管理事務</p> <p>エ 都市公園の占用許可を適正に行うべきもの（都市局）</p> <p>都市公園法第6条第1項によると、「都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。」とされている。</p> <p>また、同条第2項によると、当該許可を受けようとする者は、必要事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、市が管理する都市公園を抽出して確認したところ、一部の都市公園においては、電柱、電話柱、支線柱、支線、支柱及び公衆電話所の設置のため、都市公園を占用させているにもかかわらず、相手方から申請書を提出させていなかった。</p> <p>都市公園の占用許可については、適正に行われたい。</p>	<p>都市公園の占用許可については、平成29年3月6日付け都市局長通知にて、都市局各所属長に対し速やかに改善を図るよう通知した。</p> <p>また、当該公園管理者においては、指摘を受けた案件について現地確認等を行った後、事業者より占用許可申請書を提出させ、許可した。</p> <p>なお、すべての都市公園について、現地確認することとし、実施手順を作成した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(4) 財産管理事務</p> <p>オ 重要物品の管理を適正に行うべきもの（教育委員会）</p> <p>物品会計規則第 29 条第 2 項によると、「物品管理者は、管理する備品の使用状況について、毎年度 1 回以上、備品明細一覧表に記録されている内容と照合して確認しなければならない。」とされている。</p> <p>しかしながら、重要物品の管理について、廃棄処分しているにもかかわらず、引き続き備品明細一覧表に記録されているもの、備品明細一覧表に重複して記録されているもの、備品明細一覧表に記録がないものなどが見受けられた。</p> <p>重要物品については、備品明細一覧表の記録に基づき、毎年度の決算において作成される財産に関する調書に現在高等が記載されることから、規則等に基づく管理を適正に行われたい。</p>	<p>重要物品の管理については、物品会計規則に基づき、備品明細一覧表の記載内容と使用状況について照合を行い、相違があるものについては、平成 29 年 2 月から 5 月にかけて修正や廃棄の手続を行った。</p>
<p>ク 都市公園の占用許可を適正に行うべきもの（教育委員会）</p> <p>都市公園法第 6 条第 1 項によると、「都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。」とされている。</p> <p>また、同条第 2 項によると、当該許可を受けようとする者は、必要事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、教育委員会が管理する加曽利貝塚公園においては、電柱、支柱及び支線の設置のため、都市公園を占用させているにもかかわらず、相手方から申請書を提出させていなかった。</p> <p>都市公園の占用許可については、適正に行われたい。</p>	<p>都市公園の占用許可については、事業者と現地立会いを行い、都市公園占用許可に係る申請がされていないものについて、平成 29 年 3 月に占用許可申請書を提出させ、同月許可した。</p>

ケ 国指定史跡の管理を適正に行うべきもの（教育委員会）

文化財保護法第109条第1項によると、文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡等に指定することができる」とされている。

また、同法第120条において準用する第115条第1項によると、史跡等の所有者は、史跡等の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならないとされている。

しかしながら、国の指定史跡である月ノ木貝塚については、平成18年度に追加指定された史跡の範囲に応じた管理用の柵が設置されておらず、また、それ以前に設置した柵を残置したため、柵が史跡の管理に資するものとなっていなかった。

国指定史跡の管理については、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを改めて認識し、その保存が適切に行われるよう、適正に行われたい。

月ノ木貝塚における国指定史跡の管理については、平成30年1月、史跡の追加指定地の管理用柵未設置部分に、史跡の指定範囲であることを明示した囲いを設置した。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 契約事務</p> <p>イ 業務の再委託に係る承諾手続を適正に行うべきもの（消防局）</p> <p>特殊災害対応車の分析機器保守点検業務委託及び空気ボンベ耐圧検査業務委託については、契約書中に、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならないとされている。</p> <p>しかしながら、再委託について、承諾を得る手続きをとらずに、第三者に業務の一部を委託していた。</p> <p>契約は、受託者の信用及び技術力等の業務の履行能力を前提に締結されるものであり、業務の第三者への請負は、これら契約の前提を変える行為となることから、業務の第三者への請負に係る承諾については、契約書に基づき適正に行われたい。</p>	<p>特殊災害対応車の分析機器保守点検業務委託及び空気ボンベ耐圧検査業務委託における業務の第三者への請負に係る承諾については、契約書に基づき平成 29 年度契約分から適正に行っている。</p>
<p>(2) 財産管理事務</p> <p>ア 行政財産の目的外使用許可を適正に行うべきもの（消防局）</p> <p>千葉県公有財産規則（昭和 40 年千葉県規則第 11 号）第 21 条第 1 項によると、所管課長は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者に対して、行政財産使用許可申請書により市長に申請させなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、消防局が管理する土地を抽出して確認したところ、一部の消防署においては、支線の設置のため、行政財産を目的外に使用させているにもかかわらず、相手方から行政財産使用許可申請書により申請させていなかった。</p> <p>行政財産目的外使用許可については、適正に行われたい。</p>	<p>消防署における支線の設置のための行政財産の目的外使用許可については、平成 29 年 11 月 6 日付けで行政財産使用許可申請を受け、同日付けで目的外使用許可を行った。</p> <p>なお、すべての所管する物件について、平成 31 年度末までに現地確認することとした。</p>